

第4章 国際化・多文化共生推進施策の具体的な取組

1 市民の国際感覚の醸成

国際化の進展に的確に対応していくためには、異なる文化や考え方を理解し、その違いを尊重しあうことが重要です。国際理解のための取組を充実させ、国際的な舞台や地域社会で活躍できる国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

(1) 人材の育成

① 市民の国際感覚の醸成と国際理解の推進

- ・ 広報紙、SNS等を活用して、国際化に関する情報を発信します。
- ・ 国際理解のため各種イベントや講座等を実施します。

② 国際感覚豊かなリーダーの育成

- ・ 地域において国際化及び多文化共生を推進する人材を育成するための研修を行います。

③ 青少年の国際理解教育の充実

- ・ 国際交流員(CIR)や外国語指導助手(ALT)を活用し、英語をはじめとした外国語や文化などを学ぶ国際理解教育を充実させます。
- ・ 子ども達が地域の伝統や文化を理解し、自ら表現できるような教育を推進します。
- ・ 外国人市民との交流を通じた異文化やコミュニケーション方法を学ぶ機会を創出するなど、グローバルな視点を持った人材の育成を図ります。

(2) 国際交流の推進

① 世界の人々との交流の推進

- ・ 諸外国との歴史・文化・経済・スポーツ等を通じた交流の促進を図ります。

② 地域における国際交流の推進

- ・ 国際交流やイベントなど地域の行事等に外国人市民の参加を促すなど国際交流機会の増加を図ります。

2 外国人市民への支援

外国人市民は、就労や婚姻など様々な理由・きっかけから、この小林市で生活しています。これらの人の中には、日本語でのコミュニケーションが苦手であったり、日本の文化や習慣に慣れていないなどの理由で、教育・労働・医療・福祉・防災など様々な面で不安を感じながら生活している人も少なくありません。

このような不安を取り除き、誰もが安心して快適に暮らせる小林市を実現するための支援が必要です。

また、外国人市民も地域社会を支える一員であることから、積極的に地域活動に参画できるよう環境の整備が必要です。

(1) 外国人市民の生活支援

① 生活情報の提供

- ・外国人市民が必要とする生活情報の分かりやすい発信に努めます。

② コミュニケーション支援

- ・日本人市民と外国人市民が互いに理解を深め、円滑に交流できるよう支援するため、日本語交流員の育成を図ります。
- ・外国人市民の生活を支えるため、日本語習得を支援するとともに、その背景となる日本の文化や習慣について理解を深めるための支援を行います。
- ・日本人市民が外国人市民の文化や宗教などへの理解を深めるための支援を行います。

③ 外国人児童生徒への支援の充実

- ・外国人児童生徒にとって日本語能力は、日本における生活を支える基礎となるため、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する支援の充実を図ります。

④ 外国人市民等への窓口対応支援

- ・翻訳機や対応マニュアルの活用等、市窓口業務での外国人対応の充実を図ります。

⑤ 外国人市民の安定した就業のサポート

- ・外国人市民を受け入れている企業や関係機関と連携し、雇用環境の状況等について実態の把握に努め、必要な支援を図ります。

(2) 外国人市民の地域社会への参画の推進

① 市民の理解促進

- ・多文化共生に関する研修会を開催するなど、日本人市民と外国人市民が共生する環境づくりを推進します。

② 外国人市民の地域社会への参画促進

- ・外国人市民に地域の情報を分かりやすく提供するとともに、小林市民として地域やまちづくりの活動へ積極的に参画するよう機運の醸成を図ります。

3 国際化推進体制の構築

本市における国際化の一層の推進を図るためには、多文化共生社会づくりを推進するとともに、観光・経済分野での交流拡大を図ることが重要です。

これらの施策を効率的に進める上で必要となる基盤の構築を進めます。

(1) 国際化推進のための環境づくり

① 国際化に対応した環境の整備

- ・ 公共施設における案内表示や行政・生活情報について、多言語での提供に努めます。

② ネットワークの構築

- ・ 外国人市民のための交流の場を設けるなど、外国人市民のネットワークの構築を促進します。

③ 災害・緊急時の支援

- ・ 防災情報や避難情報を多言語で提供するなど、災害時や緊急時に外国人の安全を確保するための体制づくりを図ります。

④ 外国人観光客への環境整備

- ・ 外国人観光客に配慮した観光地域づくりを推進するため、案内看板やホームページなどの多言語表記の推進や事業所等を対象としたインバウンド対応の研修会などの実施に努めます。